

令和3年9月8日

区内介護サービス事業所管理者 様

練馬区高齢施策担当部介護保険課長 風間 康子
(公印省略)

業務継続計画(BCP)の作成について(通知)

平素より練馬区の福祉施策にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和3年4月の介護保険制度改正により、すべての介護サービス事業所において、令和6年3月末までに、業務継続計画(以下、「BCP」という。)を自然災害編および感染症対策編に分けて作成することが義務付けられています。

区が7月に実施したアンケートでは、330事業所から回答をいただきましたが、約75%の事業所がBCPを作成していない(作成中も含む)とのことでした。作成期限は令和6年3月末までとなっておりますが、自然災害はいつ来るかわからないこと、また、新型コロナウイルス感染症については、依然として高い水準で感染拡大が続いていることから、まだBCPを作成していない事業所においては、早急に作成することが望ましいと考えています。

一方で、作成方法がわからないといった声をいただいています。区としましても、コロナ禍で研修等の機会を設けることが困難なため、現時点では厚生労働省が用意したひな形を用いての作成を推奨していきたくと考えています。厚生労働省のひな形および作成支援のページは、練馬区ホームページからもご案内しています。

新型コロナウイルス感染症発生時のBCPのひな形は、通所系、訪問系、入所系に分かれており、簡単に作成できる仕組みです。このひな形を基に「新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続(BCP)ガイドライン 様式ツール集」に示されている様式1・2・5・6・7を作成することから始めてみてください。厚生労働省は研修動画も作成しており、動画で用いている資料もダウンロードできるようになっていますので、併せてご参照ください。なお、研修等の実施については、引き続き、検討していきます。

先般、実施したアンケート結果を、別紙のとおりご紹介します。まだBCPを作成していない事業所におかれましては、早急にご検討くださいますようお願い申し上げます。

【練馬区ホームページの該当ページのアドレス】

https://www.city.nerima.tokyo.jp/hokenfukushi/kaigohoken/jigyo/bcp_sakutei.html

(担当) 練馬区高齢施策担当部介護保険課管理係
電話:03-5984-2863(直通)下田
メール: KAIG0@city.nerima.tokyo.jp